

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に関する意見募集（パブリック・コメント）の実施結果概要

当省ホームページにおいて、「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正」について意見募集（パブリック・コメント）を行ったところ、寄せられた意見の概要等は下記のとおりである。

記

1 意見募集手続きの概要

(1) 広報

当省ホームページ

(2) 意見募集期間

平成17年2月23日（水）～同年3月25日（金）

(3) 意見募集方法

電子メール，ファックス，郵送

2 意見提出数及び内訳

(1) 意見提出数

8件

(2) 媒体別

電子メール 8件

ファックス 1件（電子メールと重複）

郵送 2件（電子メールと重複）

3 意見の概要

(1) 仮滞在許可の期間が1か月では短かすぎる。

(2) 仮滞在許可の条件に就労活動の禁止を付すべきでない。

(3) 難民審査参与員に関する規定について、難民調査官として当該申請者の事案に関わった者を不適合事由に挙げるべきではないか。

(4) 「当該処分の基礎とした書類及び資料」が何かについて必ずしも明確ではなく、参与員は一件記録にいつでもアクセスできる状況にすべきである。

(5) その他

ア 仮滞在許可を原則許可とし、不許可事由が判明次第取り消すことを規定すべきでないか。

イ 法律に規定する「直接来た」は、条約等同一の解釈をすべきである。

ウ 法律に規定する「逃亡のおそれ」は、具体的資料等に基づいて検討す

べきである。

エ 仮滞在を不許可とされ、又は取り消された場合の不当性・違法性を争う具体的手続を整備すべきである。

オ 難民審査参与員の意見の提出は3人の合議制にすべきである。

カ 難民審査参与員の意見や判断の過程を開示すべきである。

キ 難民審査参与員に行政書士を任命すべきである。

ク 異議申立て及び口頭意見陳述に係る代理権を行政書士にも認めるべきである。

ケ 厳格な出入国管理や不法滞在者に毅然とした国外退去の実行をお願いしたい。

コ 難民認定を行うことが難しいグレーゾーンの者について、第三国又は国連機関への引渡しを行う仕組みを作ることにより、実質的に救済できる者が増えるのではないか。

サ 社会的迫害を受けている人についても、広義の犯罪被害者として救済するような選択肢をもっと増やしてもよいのではないか。

4 意見等に対する考え方

(1) 3(1)について

御意見を踏まえ検討した結果、「3月を超えない期間」としました。仮滞在の許可を受けた者は、その許可の期間中は、インタビューへの呼出しに応ずることなどが求められています。「3月」という期間は、適正な在留状況を維持していることを確認するためにも合理的な期間と考えています。

なお、仮滞在の許可を受けた者は、難民認定申請に対する結果が確定するなど仮滞在期間の終期が到来するまでは、仮滞在期間の更新を申請すれば、事後に法第61条の2の4第1項の除外事由に該当するようになった場合や条件違反等仮滞在の許可の取消し事由に該当する場合を除き、更新が許可されることとなります。

(2) 3(2)について

入管法上、就労活動を行おうとする外国人は、当該活動に対応する在留資格を取得するか、資格外活動の許可を受けなければならず、これは難民認定申請者であっても本邦に在留する外国人である以上例外ではありません。

仮滞在許可を受けた外国人の就労活動については、在留資格制度を根底から覆すことになるのみならず、難民認定制度濫用者を誘発する可能性が

極めて高いことから、困難と言わざるを得ません。

なお、難民認定申請者のうち、生活困窮者に対する支援については、政府予算で措置されていると承知しています。

(3) 3(3)について

難民審査参与員については、法第61条の2の10第2項に該当する者をあらかじめ法務大臣が任命することとし、その際には、元入国管理局職員を任命しないこととしています。また、省令案に規定する不適合事由は、既に任命された難民審査参与員の中から選任される個別事案の難民審査参与員となる者について定めるものです。

(4) 3(4)について

「当該処分の基礎とした書類及び資料」とは、「処分理由を根拠付ける書類及び資料」のことであり、難民審査参与員が適正な判断が行えるように、提出された証拠、本人の供述調書、難民調査官等の収集した証拠をすべて閲覧することができる趣旨の規定としています。

(5) その他

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に直接関わるものではない御意見については、入管行政に関する御意見として今後の施策等の参考として承ります。